

森林保険センターのお知らせ

森林保険業務講習会への取り組み

森林保険センター 保険業務課

森林保険センターでは「森林保険業務講習会」を開催しています。この講習会は、森林保険業務の委託先である森林組合系統の担当者が、適正な損害実地調査を実施する知識と技術を習得することを目的とし、今年度は全国8箇所で開催します。

講習会は3日間の日程で行い、座学と実習・演習を行います。

座学では、森林保険制度の基礎事項から、森林火災のメカニズムや、風害、雪害等の気象災害を保険事故として認定するための留意点など専門的な内容も盛り込まれています。実習では、森林内で損害区域内に設定する標準地の測量や被害木の確認を行います。演習では、壮齢林の被害木の適正な品等区分を判定し、保険金の額を算出するまでを行います。

この講習会を受講して損害実

地調査を担う有資格者として認定・登録を受けた森林組合系統の職員は、今年度すでに78名（8月末時点）おり、昨年度と合わせると268名、森林国営保険の時代に養成された有資格者を加えた人数は約1,350名になります。

講習会では毎回アンケートを行うことで受講生の要望等を把握し、講習内容の改善に努めています。現在は資格のない方を受講の対象としています。森林国営保険の時代と異なる点などもあることから、今後は有資格者のフォローアップ研修を行うことも検討して参ります。

これからも計画的に講習会を開催して、損害調査を担う職員の損害認定技術の向上を図り、損害の公正な評価と迅速な支払いを通して、被保険者に対する森林保険のサービス向上と加入促進を図って参ります。



講義風景



壮齢林実習風景



若齢林実習風景（円形標準地法）



修了証書授与